

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	平内町 国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

平内町長

公表日

令和7年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、以下の事務を行う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ②被保険者の資格取得の届出勧奨 ③被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ④被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ⑤生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑥老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表に規定された事務 番号法別表46項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、国民年金事務である国民年金業務において個人番号を利用する。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施しない] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	平内町 健康増進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平内町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-718-0019
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民年金事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	平内町側のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底などの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－4－①の実施の有無	実施しない	未定	事後	
平成29年4月1日	II－1の時点(日付)	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II－2の時点(日付)	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I－5－②の所属長	健康増進課長 藤田 一浩	健康増進課長 松山 秀子	事後	
平成30年4月1日	I－7の請求先	平内町 企画政策課	平内町 総務課	事後	
平成30年4月1日	I－8の連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL 017-755-2111	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL 017-718-0019	事後	
平成30年4月1日	II－1の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II－2の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II－1の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II－2の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	新様式へ変更		平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年11月13日	I－4－①の実施の有無	未定	実施しない	事後	
令和7年1月9日	新様式へ変更		番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	
令和7年1月9日	I－3の法令上の根拠	第1項: 番号法別表第1に規定された事務	第1項: 番号法別表に規定された事務	事後	
令和7年1月9日	I－3の法令上の根拠	番号法別表第1の36項	番号法別表46項	事後	
令和7年1月9日	II－1の時点(日付)	平成31年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月9日	II－2の時点(日付)	平成31年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	